

各種控除一覧

控除の種類	控除の内容	控除額				
雑損控除 (所得控除)	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族(前年中の総所得金額等が48万円以下の者に限る。)が前年中に震災、風水害、火災、盗難等による損害金額や災害関連支出の金額が一定額を超える場合に受けられる控除。	次の①、②のうちいずれか多い方の金額を控除してください。 ①(損害金額－保険金等で補てんされる金額)－総所得金額等×10%で求めた金額 ②災害関連支出の金額－5万円 ※災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書を添付し、又は提示してください。				
医療費控除 (所得控除)	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために、前年中に支払われた医療費で通常必要と認められものがある場合に受けられる控除。	次の①、②のうちいずれか多い方の金額を控除してください。 ①(支払った医療費－保険金等で補てんされる金額)－10万円 ¹ で求めた金額 ②(支払った医療費－保険金等で補てんされる金額)－総所得金額×5% ² で求めた金額 ※あらかじめ医療を受けた人及び医療機関ごとに支払った医療費を集計し、申告の際は医療費控除の明細書を添付し、又は提示してください。(予防接種は医療費控除の対象になりません。)				
社会保険料 (所得控除)	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料(国民健康保険、国民年金、介護保険料等)をあなたが前年中に支払った場合に受けられる控除。	支払った金額				
小規模企業共済等掛金控除 (所得控除)	あなたが前年中に支払った小規模企業共済法による第一種共済掛金、確定拠出年金法の個人型年金の加入者掛金及び心身障害者扶養共済制度の掛金の金額を控除。	支払った金額				
生命保険料控除 (所得控除)	あなたが前年中に、一定の生命保険料、介護保険料又は個人年金保険料を支払った場合には、それぞれの保険料に分けて控除します。平成24年1月1日以降に締結した保険契約等に係る保険料と平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料では生命保険料控除の取り扱いが異なります。 ※支払った生命保険料が生命保険料控除の対象となるか否かについては、保険会社などから送られてくる証明書によって確認することができます。その証明書を添付してください。	＜旧契約＞平成23年12月31日以前に締結した保険契約等				
		支払った保険料の区分			年間の支払った保険料	控除額
		旧契約	15,000円以下		支払った保険料の全額	
			15,000円超40,000円以下		支払った保険料×1/2+7,500円	
		① 旧生命保険料 ② 旧個人年金保険料	40,000円超70,000円以下		支払った保険料×1/4+17,500円	
			70,000円超		一律35,000円	
＜新契約＞平成24年1月1日以降に締結した保険契約等			支払った保険料の区分	年間の支払った保険料	控除額	
新契約	12,000円以下		支払った保険料全額			
	12,000円超32,000円以下		支払った保険料×1/2+6,000円			
① 新生命保険料 ② 新個人年金保険料 ③ 介護医療保険料	32,000円超56,000円以下		支払った保険料×1/4+14,000円			
	56,000円超		一律28,000円			
①と②につき、旧契約と新契約の双方の保険契約等に係る控除がある場合は、①・②ともにそれぞれの計算式で求めた金額の合計(限度額28,000円) 生命保険料控除額は、①・②・③それぞれの控除の合計額(限度額70,000円)						
地震保険料 (所得控除)	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が所有している居住用家屋・生活用動産を保険や共済の目的とする契約で、かつ、地震、噴火又は津波等を原因とする火災、損壊等による損害の額を補てんする保険金や共済金が支払われる地震保険、また平成18年末までに結んだ保険期間10年以上で満期返戻金のある長期損害保険。上記保険料をあなたが前年中に支払った場合には地震保険料と旧長期損害保険料をそれぞれ控除してください。 ※支払保険料や掛金の額、氏名などを証する書類を添付してください。	支払った保険料の区分			年間の支払った保険料	控除額
		地震保険料	50,000円以下		支払った保険料×1/2	
			50,000円超		一律25,000円	
		旧長期損害保険料	5,000円以下		支払った保険料の全額	
			5,000円超15,000円以下		支払った保険料×1/2+2,500円	
15,000円超		一律10,000円				
地震保険料と旧長期損害保険料(平成18年末までに結んだ保険期間10年以上で満期返戻金のあるもの)がある場合は、それぞれの控除合計(限度額25,000円) ・一つの損害保険契約で、地震保険と旧長期損害保険の両方に該当する場合は、いずれか一つに該当するものとして扱います。						
ひとり親控除 寡婦控除 (所得控除)	あなたが次のいずれかに該当する場合に受けられる控除。 ●寡婦控除		区分	適用の条件	●ひとり親控除 30万円 ●寡婦控除 26万円	
	夫と死別又は離別し、扶養親族のある者	①所得税の基礎控除額以下の所得のある子以外の親族を扶養していること。 ②合計所得金額が500万円以下であること。				
	夫と死別し、扶養親族のいない者	①合計所得金額が500万円以下であること。 ※離別かつ扶養親族なしの時は適用されません。				
	●ひとり親控除 性別、婚姻歴に関わらず、生計を同じくする子(総所得金額等が48万円以下)を有する単身者で自身の合計所得金額が500万円以下であるときはひとり親控除を受けることができます。					
勤労学生控除 (所得控除)	前年12月31日現在、あなたが学生、生徒、児童に該当し、前年中の合計所得金額が75万円以下(内給与所得等以外の所得の合計額が10万円以下)の場合に受けられる控除。	26万円				
障害者控除 (所得控除)	あなたやあなたの扶養親族が身体障害者又は精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある場合、また65歳以上の人の障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている場合に受けられる控除。 ※重度の障害のある人(身体障害者手帳1級・2級、精神障害者保健福祉手帳1級など)は、特別障害者控除が受けられます。	その他障害者控除 26万円 特別障害者控除 30万円 同居特別障害者控除 53万円				
配偶者控除 (所得控除)	前年12月31日現在で、あなたに生計を一にする配偶者があり、その配偶者の前年中の合計所得金額が48万円以下(給与収入のみの場合で103万円以下)で、あなたの合計所得金額が1,000万円以下である場合に受けられる控除。	区分	控除額(本人の合計所得金額によって以下のとおりとなります)			
			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下	
		一般	330,000円	220,000円	110,000円	
		老人	380,000円	260,000円	130,000円	
※「配偶者」とは、婚姻の届け出をしている配偶者をいい、いわゆる内縁関係の人は含まれません。						

配偶者特別控除 (所得控除)	あなたの前年の合計所得金額が1,000万円以下で、かつ、生計を一にする配偶者があり、その配偶者の前年中の合計所得金額が48万円を超え133万円以下である場合に受けられる控除。 ただし、本人の合計所得金額が900万円を超える場合、控除額が段階的に引き下げられます。	配偶者の合計所得金額	控除額(本人の合計所得金額によって以下のとおりとなります)			
		※48万円以下の場合、配偶者特別控除の適用はありません。				
			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下	
		480,001～1,000,000円	330,000円	220,000円	110,000円	
		1,000,001～1,050,000円	310,000円	210,000円	110,000円	
		1,050,001～1,100,000円	260,000円	180,000円	90,000円	
		1,100,001～1,150,000円	210,000円	140,000円	70,000円	
		1,150,001～1,200,000円	160,000円	110,000円	60,000円	
		1,200,001～1,250,000円	110,000円	80,000円	40,000円	
		1,250,001～1,300,000円	60,000円	40,000円	20,000円	
1,300,001～1,330,000円	30,000円	20,000円	10,000円			
1,330,001円～	0円	0円	0円			
扶養控除 (所得控除)	前年12月31日現在で、あなたに生計を一にする扶養親族があり、その扶養親族の前年中の合計所得金額が48万円以下(給与収入のみの場合で103万円以下)である場合に受けられる控除。 ただし、16歳未満の扶養親族に係る扶養控除は平成24年度の住民税から廃止されています。 年少扶養や同一生計配偶者は控除額は0円ですが、扶養人数に含まれます。	区分		控除額		
		一般扶養親族		33万円		
		一般扶養親族: 所得者と生計を一にする親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払いを受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で合計所得金額が48万円以下の人のうち、年齢が16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満の人をいいます。				
		特定扶養親族		45万円		
		特定扶養親族: 扶養親族のうち、年齢が19歳以上23歳未満の人をいいます。				
		老人扶養親族		38万円		
		老人扶養親族: 扶養親族のうち、年齢が70歳以上の人をいいます。				
		同居老親等		45万円		
		同居老親等: 老人扶養親族うち、所得者又はその配偶者(以下「所得者等」といいます。)の直系尊属(父母や祖父父母などをいいます。)で所得者等のいずれかとの同居を常況としている人をいいます。				
		年少扶養親族		0円		
年少扶養: 扶養親族のうち、16歳未満の人をいいます。控除額は0円ですが、扶養人数には含まれます。						
同一生計配偶者		0円				
同一生計配偶者: 扶養者の合計所得金額が1,000万円以上あるとき、扶養者と生計を一にする合計所得金額が48万円以下の配偶者をいいます。控除額は0円ですが、扶養人数には含まれます。						
基礎控除 (所得控除)	合計所得金額に応じて受けられることのできる控除です。	合計所得金額	控除額			
		2,400万円以下	43万円			
		2,400万円超～2,450万円以下	29万円			
		2,450万円超～2,500万円以下	15万円			
所得金額調整 控除 (所得控除)	特定の条件を満たす給与所得者の総所得金額を計算する際に受けられることのできる控除です。	下記の①、②いずれかの条件を満たすとき、所得控除を受けることができます。				
		①給与収入額が850万円を超え (1)特別障害者に該当する (2)年齢23歳未満の扶養親族を有する (3)特別障害者である同一生計配偶者が扶養親族を有する のいずれかに該当する場合、次の計算式の金額が給与所得から控除されます $(\text{給与等の収入額}(1,000\text{万円を超える場合は}1,000\text{万円}) - 850\text{万円}) \times 10\%$ ②給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等のに係る雑所得の金額があり、その合計額が10万円を超える場合、次の計算式の金額が給与所得から控除されます $(\text{給与所得控除後の給与等の金額}(10\text{万円を超える場合は}10\text{万円}) + \text{公的年金等に係る雑所得の金額}(10\text{万円を超える場合は}10\text{万円}) - 10\text{万円})$				
調整控除 (税額控除)	税源移譲による個人の負担増を調整するための控除 市・県民税と所得税では、扶養控除や配偶者控除などの人的控除に差額があるため、個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて市・県民税を減額することによって、納税者の負担が変わらないようにしている控除です。 調整控除は合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用されません。	●課税所得金額が200万円以下の場合 ①と②のいずれか小さい額の5%(市民税3%、県民税2%) ①人的控除の差の合計額 ②個人市・県民税の課税所得金額 ●課税所得金額が200万円を超える場合 $(\text{人的控除の差の合計額} - (\text{市・県民税の課税所得金額} - 200\text{万円})) \times 5\%$ (市民税3%、県民税2%) ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円とする。				
		次に掲げる寄附金を支出し、その合計額(総所得金額等の30%を超える場合には当該30%に相当する金額)が2,000円を超える場合に、その超える金額の市民税は6%、県民税は4%に相当する金額を控除します。 1. 都道府県、市町村または特別区に対する寄附金 2. 住所地の県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金 3. 三重県又は亀山市の条例で定められたところに対する寄附金 ただし、1の寄附金については特別控除額として、次の算式による金額(所得割額の20%を限度とします。)を加算した額を控除します。 $(\text{寄附金} - 2,000\text{円}) \times (90\% - \text{所得額の限界税率}(0\% \sim 45\%)) \times 1.021$				
寄附金税額控除 (税額控除)	寄附金税額控除の対象は、都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)、住所地の共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金、特定非営利活動法人や所得税の寄附金控除の対象となっている学校法人や社会福祉法人などのうち都道府県・市区町村が条例で定める寄附金を支払った場合に受けられる控除。 ワンストップ特例制度 (平成27年4月1日以降に行ったふるさと納税が対象)	ワンストップ特例の適用を受けた場合、所得税における、ふるさと納税分の寄附金控除がなくなり、代わりにその控除相当額が、ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う市・県民税からまとめて控除されます。				

配当控除 (税額控除)	株式の配当などの配当所得があるときは、その金額に右記の表の率を乗じた金額が税額から差し引かれます。 一定の上場株式等の配当又はその売却益については、「配当割」又は「株式等譲渡所得割」として5%の税率で特別徴収されています。しかし、申告された場合は所得割として課税し、所得割額から「配当割額」又は「株式等譲渡所得割額」を控除し、精算します。 なお、控除しきれなかった配当割額等は、還付又は当該年度分の均等割及び所得割もしくは未納に係る地方団体の徴収金に充当されます。	課税総所得金額、土地等に係る課税事業所得等の金額、課税長期(短期)譲渡所得金額、株式等に係る課税譲渡所得等の金額又は先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額	1,000万円以下の場合	1,000万円を超える場合				
			市民税	県民税	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		利益の配当、剰余金の分配、特定株式投資信託又は特定投資信託の収益の分配(適格機関投資家私募によるものを除く。)	1.6%	1.2%	市民税	県民税	市民税	県民税
		証券投資信託の収益の分配(一般外貨建等証券投資信託の収益の分配を除く。)	0.8%	0.6%	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
			0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%
配当割額控除	上場株式等の配当割で、支払時において住民税が徴収された配当所得(特定配当等にかかる所得)を申告した場合に受けられる控除額を所得割から控除し、控除することができなかった額がある場合は、その額を還付または充当します。	特定配当等にかかる所得の金額×5% (市民税3/5、県民税2/5)						
株式等譲渡所得割額控除	源泉徴収口座で取り引きされた株式等譲渡所得(特定株式等譲渡所得)を申告した場合に受けられる控除額を所得割から控除し、控除することができなかった額がある場合は、その額を還付または充当します。	特定株式等譲渡所得の金額×5% (市民税3/5、県民税2/5)						
住宅借入金等特別税額控除 (税額控除)	所得税の住宅借入金特別控除の適用を受けた場合で、所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額については、次の控除限度額の範囲内で控除します。(市民税割合3/5・県民税割合2/5) ※消費税率が8%又は10%である場合の控除限度額であり、それ以外の場合の控除限度額は所得税の課税所得金額等の5%(最高9.75万円)となります。	居住開始年月	控除限度額					
		～平成26年3月	所得税の課税総所得金額等の5% (最高9.75万円)					
		平成26年4月～令和3年12月	所得税の課税総所得金額等の7% (最高13.65万円)※					